

2010年版社労士科目別総まとめ 厚生年金保険法 (2987)

【法改正による修正箇所及び正誤のお知らせ】

平成 22 年 6 月 16 日  
 (株)住宅新報社 法律・資格図書編集部  
 電話 03(3504)0361

【法改正による修正箇所】 上記書籍に、法改正により、以下のような修正が生じたので、お知らせいたします。  
 お手数ですが、修正をお願いします。

ページ・位置	改正前	改正後
P6 上 6 行目	その事務の法律上の実施機関は、社会保険庁長官である。	削除
P6 上 7 行目以下 を右記に差替え	<p>2. 機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任 (法 100 条の 4 第 1 項)                  任意適用 事業所の加入及び脱退の認可等の厚生年金保険法に規定する厚生労働大臣の権限に係る事務のうち法令で定めるものは、日本年金機構 (以下「機構」という。) に行わせるものとする。</p> <p>3. 機構への事務の委託 (法 100 条の 10)                  厚生労働大臣は、機構に、現物給与の価額の決定に係る事務等の法令で定める事務を行わせる。</p> <p>4. 財務大臣への権限の委任 (法 100 条の 5)                  厚生労働大臣は、滞納処分等その他の処分に係る納付義務者が滞納処分等その他の処分の執行を免れる目的でその財産について隠ぺいしているおそれがあることその他の政令で定める事情があるため保険料等の効果的な徴収を行う上で必要があると認めるときは、財務大臣に、当該納付義務者に関する情報その他必要な情報を提供するとともに、当該納付義務者に係る滞納処分等の処分の権限の全部又は一部を委任することができる。</p> <p>5. 地方厚生局長等への権限の委任 (法 100 条の 9)                  厚生年金保険法に規定する厚生労働大臣の権限 (滞納処分等の処分に係る権限及び厚生年金基金及び企業年金連合会に係る権限を除く。) は、地方厚生局長に委任することができ、その地方厚生局長に委任された権限は、地方厚生支局長に委任することができる。</p>	
P7 【委任されている社会保険庁長官の権限】 の表を右記に差替え	<p>【機構へ委任される厚生労働大臣の権限に係る事務の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・任意適用 事業所の加入及び脱退の認可と当該認可に係る申請の受理、適用 事業所の一括に係る承認</li> <li>・任意単独被保険者及び適用 事業所以外の事業所における高齢任意加入被保険者の資格の得喪に係る認可</li> <li>・被保険者の資格の得喪の確認</li> <li>・定時決定等標準報酬月額決定又は改定、標準賞与額の決定、保険者算定による決定又は改定、3 歳に満たない子を養育する被保険者等の標準報酬月額の特例に係る申出の受理</li> <li>・資格取得届等の届出の受理、事業主への通知</li> <li>・被保険者の確認の請求の受理及び確認請求の却下</li> <li>・裁定請求の受理 (裁定を行う権利は委任されていない)</li> <li>・老齢厚生年金の支給の繰下げの申出の受理、支給の繰上げの請求の受理</li> <li>・障害厚生年金の事後重症の請求の受理</li> <li>・合意分割制度 (離婚等をした場合における特例) 又は 3 号分割制度 (被扶養配偶者である期間についての特例) における請求の受理、当該請求による標準報酬月額、標準賞与額の決定又は改定及びその決定又は改定の通知</li> <li>・育児休業期間における保険料免除に係る申出の受理</li> <li>・国税滞納処分の例による処分及び市町村に対する処分の請求</li> <li>・受給権者に関する調査における命令及び質問</li> <li>・事業主への文書等の提出命令並びに質問及び立入検査</li> <li>・官公署に対する資料の提供の求め</li> <li>・適用 事業所における高齢任意加入被保険者の資格の得喪に係る申出の受理</li> <li>・脱退一時金の請求の受理</li> </ul> <p>※法 100 条の 4 第 1 項に 42 号あり、42 号に「その他省令で定める (則 93 条) 旨の規定がある。</p>	

下3行目と4行目の間に右記を追加	<b>【機構への事務の委託の例】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現物給与の価額の決定に係る事務（決定を除く）</li> <li>・未支給の保険給付に係る請求の内容の確認に係る事務</li> </ul> ※法100条の10第1項に39号あり、39号に「 <b>その他省令で定める（則111条）</b> 」旨の規定がある。 <b>【地方厚生局長への権限の委任】</b> ※則108条により委任されている事項が規定されている。	
文末に右記を追加	<b>日本年金機構</b> 日本年金機構法に定める業務運営の基本理念に従い、厚生労働大臣の監督の下に、厚生労働大臣と密接な連携を図りながら、政府管掌年金事業に関し、厚生年金保険法及び国民年金法の規定に基づく業務等を行うことにより、政府管掌年金事業の適正な運営並びに政府管掌年金に対する国民の信頼の確保を図り、もって国民生活の安定に寄与することを目的として、平成22年1月に設立された法人	
P14 下1、2行目	社会保険庁長官	厚生労働大臣
P16	社会保険庁長官	厚生労働大臣
P17 上3行目	社会保険事務所長等	機構
上7行目	社会保険庁長官	厚生労働大臣
上8行目	社会保険事務所長等	機構
上8行目から11行目	また、法の委任規定・・・所長のことである。	削除
下6行目	社会保険庁長官に申請し、	厚生労働大臣の
P18	社会保険庁長官	厚生労働大臣
P19 上11行目	社会保険庁長官（社会保険事務所長等）	厚生労働大臣
P22、23、24、25、26、30、32	社会保険庁長官	厚生労働大臣
P31 下2行目	認可の申請又は申出は社会保険事務所長等	認可の申請書又は申出書の提出は機構
P42、56、60、62	社会保険庁長官	厚生労働大臣
P47 下5、6行目	船員保険法第4条2項から6項まで、4条の2及び4条の3の	船員保険法第17条から20条まで及び23条の
P50、52、54、55	社会保険事務所長等	機構
P62 下10行目	保険者	厚生労働大臣
P66	社会保険庁長官	厚生労働大臣
下1、2行目	社会保険事務所長等選択届	年金事務所の選択届
P67 下12、13行目	管轄の社会保険事務所長等が同じ2以上の事業所に使用されるとき	2以上の事業所に使用され、年金事務所の選択届の事由に該当しないとき
下14、15行目	社会保険事務所長等選択届	年金事務所の選択届
	2以上の事業所に使用され、管轄の社会保険事務所長等が2以上あるとき	2以上の事業所に使用され、機構の業務が2以上の年金事務所に分掌されているとき
P68 上7行目	社会保険事務所長等	機構
上12行目	社会保険事務所長等選択届	年金事務所の選択届
P69 上14行目	社会保険事務所長等選択届	年金事務所の選択届
下4行目	社会保険事務所長等	機構
P70（下3と7行目を除く、4カ所）	社会保険庁長官	厚生労働大臣
下9行目	（平18.9.29社会保険庁告示34号）	（則35条の2等、平21.12.28厚生労働省告示521号）
下7行目	なお、届出先は、社会保険庁長官である。	なお、提出先は、機構である。
下3行目	社会保険庁長官	機構

P71 上 6 行目	届出先 社会保険庁長官	提出先 機構
上 7 行目	社会保険庁長官	厚生労働大臣
下 8 行目	届出先 社会保険庁長官	届出先 (提出先) 厚生労働大臣 (機構)
P72	社会保険庁長官	厚生労働大臣
P73 上 2 行目	社会保険庁 (長官)	厚生労働省 (厚生労働大臣)
下 7 行目	社会保険事務所長等	機構
下 8 行目	社会保険庁長官	厚生労働大臣
P76 下 6 行目	(法 33 条、令 1 条 1 項 24 号、2 項)	(法 33 条)
下 5 行目	社会保険庁長官	厚生労働大臣
下 5、4 行目	なお、例外と・・・が行う。	削除
下 3 行目	(則 30 条、44 条、60 条、81 条の 2 等)	(則 30 条、44 条、60 条、77 条等)
下 2 行目	社会保険事務所である。法的には「社会保険事務所長等を経由して、社会保険庁長官に提出する」となる。	機構である。法的には「機構に提出して、厚生労働大臣が裁定する」となる。
P77 下 12、9 行目	社会保険庁長官	厚生労働大臣
下 11 行目	・例外 (脱退手当金) 社会保険事務所長	削除
下 9 行目	社会保険事務所長	機構
下 3 行目	社会保険庁長官	厚生労働大臣 (機構)
P78 上 10 行目	(法 35 条 2 項、令 3 条の 2 の 3)	(法 35 条 2 項、令 3 条)
P79 上 7 行目	(平成 21 年	(平成 22 年
P85 下 9 行目	社会保険庁長官	厚生労働大臣
P91 下 15 行目	令 3 条の 4	令 3 条の 3
P92 下 10 行目	社会保険庁長官	厚生労働大臣
P105 下 1 行目	H21 年度 (2 カ所) 1.007	H22 年度 (2 カ所) 0.993
P111 上 11、12 行目	H21 年度	H22 年度
P111 上 11 行目	1.006	0.992
P115 2 カ所	(平成 21 年度	(平成 22 年度
P120 下 1 行目	額に改定される。	額に改定される (この改定により、平成 22 年度は 47 万円である)。
P121	(平成 21 年度	(平成 22 年度
下 9 行目	48 万円	47 万円
P135 下 9 行目	48 万円	48 万円 (平成 22 年度は 47 万円)
P138、139	社会保険庁長官	厚生労働大臣
P161 下 2 行目	(平成 21 年度	(平成 22 年度
P164、165	社会保険庁長官	厚生労働大臣
P166 上 8 行目	社会保険庁長官	厚生労働大臣
P210、211、220、222、224、225、228、230、231、234	社会保険庁長官	厚生労働大臣
P246 下 5 行目	社会保険庁長官	厚生労働大臣 (提出先は機構)
P250、254	社会保険庁長官	厚生労働大臣

P254 下5行目以下を右記に差替え	<p>3. 延滞金（法 87 条、法附則 17 条の 4）</p> <p>保険料等を滞納する者に督促をしたときは、厚生労働大臣は、徴収金額（1,000 円未満の端数は切り捨て）に、納期限の翌日から徴収金完納又は財産差押えの日の前日までの期間の日数に応じ、年 14.6%（当該督促が保険料に係るものであるときは、当該納期限の翌日から 3 カ月を経過する日までの期間については、年 7.3%）の割合を乗じて計算した延滞金を徴収する（100 円未満の端数は切り捨て）。なお、年 7.3%の割合は、当分の間、各年の特例基準割合（各年の前年の 11 月 30 日における日本銀行法の規定により定められる商業手形の基準割引率に年 4%の割合を加算した割合）が年 7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（0.1%未満の端数は切り捨て）とする。</p>	
P255 下8行目の上に右記を追加	<p>※14.6%：保険料に係る徴収金について、納期限の翌日から 3 カ月を経過する日までは、7.3%又は特例基準割合の少ない方の割合を適用（平成 22 年は 4.3%）</p>	
P259 下18行目	各地方社会保険事務局	各地方 <b>厚生局</b>
P260 下3行目	社会保険庁長官、地方社会保険事務局長、社会保険事務所長又は	<b>厚生労働大臣</b> 又は
P261、262、263	社会保険庁長官	<b>厚生労働大臣</b>
P263 上19行目以下に右記を追加	<p>③ 機構が行う滞納処分等に係る認可（法 100 条の 6）</p> <p>厚生労働大臣の権限に係る事務のうち法 100 条の 4 第 1 項各号に掲げるものは、機構に行わせるが、そのうち滞納処分等を行う場合には、あらかじめ、厚生労働大臣の認可を受けて、滞納処分等実施規程に従い、徴収職員に行わせなければならない。</p> <p>なお、当該徴収職員は、滞納処分等に係る法令に関する知識並びに実務に必要な知識及び能力を有する機構の職員のうちから、厚生労働大臣の認可を受けて、機構の理事長が任命した者である。</p> <p>④ 滞納処分等実施規程の認可（法 100 条の 7）</p> <p>機構は、滞納処分等実施規程を定め、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>⑤ 機構が行う立入検査等に係る認可（法 100 条の 8）</p> <p>機構は、機構が行う厚生労働大臣の権限に係る事務のうち、法 96 条 1 項の命令及び質問、法 97 条 1 項の命令及び診断、並びに法 100 条 1 項の命令、質問及び検査に係る事務を行う場合には、あらかじめ、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>⑥ 収納を行う機構の職員に係る認可（法 100 条の 11）</p> <p>厚生労働大臣は、保険料等の収納を、政令で定めるところにより、機構に行わせることができるが、この収納を行う機構の職員は、収納に係る法令に関する知識並びに実務に必要な知識及び能力を有する機構の職員のうちから、厚生労働大臣の認可を受けて、機構の理事長が任命する。</p>	
P265 下1行目以下に右記を追加	20 万円以下の過料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機構の役員が、滞納処分等を行う場合、滞納処分等を行う徴収職員を任命する場合、滞納処分等実施規程を定めた場合、立入検査等を行う場合及び保険料の収納を行う職員を任命する場合において、厚生労働大臣の認可を受けなかったとき</li> <li>・機構の役員が滞納処分等実施規程の変更命令に違反したとき</li> </ul>

【正誤】 上記書籍に、以下の記述の誤りがありました。誤りにつきましては、謹んでお詫びし、訂正いたします。

ページ・位置	誤	正
P68 上7行目 上8行目	届出先は、 2. 船舶所・船員以外	届出の <b>提出</b> 先は、 2. 船舶・船員以外
P92 下1行目	老齢厚生年金については、	老齢厚生年金 <b>及び脱退一時金</b> については、
P93 下3行目	老齢厚生年金	老齢厚生年金、 <b>脱退一時金</b>
P123 上2行目	対象受給権者	対象受給権者
上14と 18行目	(*)	( <b>*1</b> )
P125 文末に右 記を追加	※B及び*1は、一部繰上げの場合と同じ	
P155 上6行目	障害等級に該当	障害等級 <b>2級以上</b> に該当
P174 上6行目	平成6年11月10日	平成6年11月 <b>9</b> 日
P192 下3行目	退職 時改訂前の	退職時改 <b>定</b> 前の
P198 下3行目 下2行目	夫、父母又は 夫、父母	父母、 <b>孫</b> 又は <b>孫の受給権は、上記1.及び2.以外に、</b> 父母
P199 上15行目 上16行目 上16行目 下7行目	子が出生した 夫、父母、 特例による場合 夫、父母、	子が出生した ( <b>夫を除く</b> ) 夫、 <b>孫</b> 、父母、 特例による場合 ( <b>孫を除く</b> ) <b>孫</b> 、父母、
P205 上6行目 上6行目	(夫、父母、祖父母) 、又は死亡日	( <b>孫</b> 、父母、祖父母) 、( <b>夫、父母、祖父母</b> ) 死亡日
P244 下3行目	平成28年8月までの	平成 <b>29</b> 年8月までの
P263 上2行目	(法102条の2)	(法 <b>100</b> 条の2)
P276 下14行目	加入員となった被保険者も	加入員となった <b>日</b> も
P300 上3行目	・基金の設立事業所の増減	・ <b>基金の解散事由</b>